

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次

ページ

告 示

- 国民健康保険診療報酬審査委員会の委員数の一部改正……………（国民健康保険課） 25
- 道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課） 25
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課） 25
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 26
- 道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課） 26
- 宅地建物取引業者の事務所所在地の確知……………（建築指導課） 26

道立中央水産試験場告示

- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 27

道選挙管理委員会告示

- 政治団体の収支報告書の要旨…………… 28

告 示

北海道告示第366号

昭和51年北海道告示第4022号（国民健康保険診療報酬審査委員会の委員数）の一部を次のように改正する。

平成18年10月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

「平成15年1月1日から129人」を「平成19年1月1日から132人」に改める。

北海道告示第367号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成18年10月25日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海

道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年10月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名 事 業 の 種 類 縦 覧 場 所
新 星 畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（区画整理、暗きょ、土層改良） 北海道上川支庁
牛首別 同 （農道、農業用排水、暗きょ、土層改良） 北海道十勝支庁

北海道告示第868号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成18年10月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 松前郡福島町（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
福島町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 名寄市（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 空知郡南富良野町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 中川郡美深町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
美深町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課並びに名寄市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第869号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成18年10月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 中川郡中川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び中川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第870号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年10月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 路線名 シラトリマップ滝ノ上原野線

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
紋別郡滝上町字滝上原野1517番5地先から	前	11.00mから	400.00m	—
紋別郡滝上町字滝上原野1365番2地先まで	後	16.50mまで		
		12.50mから	400.00m	一般国道273号
		18.00mまで		重複L=31.00m

北海道告示第871号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により、宅地建物取引業の免許を取り消すことがある。

平成18年10月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 所在地 千歳市幸町6丁目20番地の12

2 商号又は名称 株式会社大成

3 代表者氏名 代表取締役 藤本 健一

4 免 許 証 番 号 北海道知事石狩(6)第3949号	4 契約条項を示す場所 北海道立中央水産試験場総務部
道立中央水産試験場告示	5 入札執行の場所及び日時
北海道立中央水産試験場告示第1号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成18年10月24日 北海道立中央水産試験場長 宇 藤 均 1 入札に付する事項 (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 試験調査船おやしお丸上架修理工事 一式 (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 履 行 期 日 平成19年1月30日 (4) 履 行 場 所 造船所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示第23号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。 (3) 造船所内に乾ドック又は乾ドックに準ずる設備（特殊上架台及び斜路）を有すること。 (4) 対象調査船おやしお丸の定けい港から航海速力11ノットでおおむね24時間以内に航行できる範囲にある港に造船所を有し、かつ総トン数200トン型船舶（鋼船）の修理の能力を持っていること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成18年10月24日から11月8日まで イ 申 請 の 方 法 申請書類は提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 046－8555 余市郡余市町浜中町238番地 北海道立中央水産試験場総務部 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。	(1) 入 札 場 所 余市郡余市町浜中町238番地 北海道立中央水産試験場3階 セミナー室（送付等による場合は、郵便番号 046－8555 余市 郡余市町浜中町238番地 北海道立中央水産試験場総務部） (2) 入 札 日 時 平成18年12月5日 午後2時（送付による場合は、必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道立中央水産試験場総務部 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量500グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。 9 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(11)及び(13)によるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立中央水産試験場総務部 (2) 所 在 地 郵便番号 046－8555 余市郡余市町浜中町238番地 電話番号 0135－23－7451 10 Summary A Nature and quantity of the services to be procured : Fishery research vessel OYASIO-MARU Repair Service 1 Set. B Bid tendering date and time : 2 : 00 P. M., December 5, 2006. C Contact : Division of General Administration, Hokkaido central Fisheries Experimental Station, 238-Banchi, Hamanakachou, Yoichi, Hokkaido 046-8555 Japan. Phone : 0135-23-7451

道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

北海道選挙管理委員会告示第128号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づき、同法第12条第1項及び同法第17条第1項の規定による政治団体の収入及び支出に関する報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成18年10月24日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三